

秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

秦野市火災予防条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成29年11月24日提出

秦野市長 古谷 義幸

提案理由

自動火災報知機、屋内消火栓等消防法令で定める消防用設備が設置されていない不特定多数の者が利用する建物について、火災時危険性情報を利用者等に提供する「違反對象物公表制度」を導入するため、改正するものであります。

秦野市火災予防条例の一部を改正する条例

秦野市火災予防条例（昭和48年秦野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第49条の3の次に次の1条を加える。

（消防用設備不設置の公表）

第49条の4 消防長は、防火対象物である建物を利用しようとする者の安全性判断に役立てるため、その建物について法又は政令で定める消防用設備の設置義務が履行されていない場合において、その旨を公表するものとする。

2 消防長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、あらかじめ文書によりその防火対象物の所有者、管理者等関係人に通知しなければならない。

3 第1項の規定による公表の対象とする防火対象物の要件、違反内容、公表手続等は、規則で定める。

4 消防長は、違反防火対象物として公表した後においても、消防用設備設置に係る命令を発するまでの間、その設置義務が履行されるよう任意の指導に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

## 秦野市火災予防条例の一部を改正することについて

### 1 改正の趣旨

平成 24 年に広島県でのホテル火災、その翌年に長崎県での高齢者グループホーム火災において、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、消防法令に重大な違反のある建物の情報を建物利用者等に広く提供する「違反対象物公表制度」を実施することについて、総務省消防庁からの通知を受けたことにより、秦野市火災予防条例の一部を改正するものです。

### 2 改正の概要

現在、消防法令の規定により消防機関が命令を行った場合、違反対象物への命令内容の公示が義務付けられていますが、公示に至るまでの間、建物の危険性に関する情報が利用しようとする者に提供されない状況にあります。

そこで、防火対象物である建物に関する安全性の判断に役立てるため、その建物について消防法令で定める消防用設備の設置義務が履行されていない場合において、その旨を公表するものとし、公表の対象とする防火対象物の要件、違反内容、公表手続等は、規則で定めることとします。

### 3 規則で定める内容

#### (1) 公表の対象とする防火対象物の要件

集会場、飲食店、物品販売店、ホテル、旅館、グループホーム、カラオケボックスのような不特定多数の人が出入りする施設で、立入検査において消防用設備に係る違反が認められ、その結果を通知した日の翌日から一定期間を経過した日においても、なお、その検査結果と同一の違反が認められるものとしします。

#### (2) 違反内容

消防法施行令で定める技術上の基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、その設備が設置されていないものとしします。

#### (3) 公表手続

違反が是正されたことを確認できるまでの間、本市のホームページへの

掲載並びに消防本部及び消防署での閲覧により行います。

(4) 公表する事項

ア 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地

イ 違反の内容

4 施行期日

平成30年4月1日